

平成 25 年

第 3 回市議会定例会 議案第 12 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により，北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日市町村第 1969 号指令）を次のとおり変更することの協議について，議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。
別表第 2 備考 2 中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

- 1 この規約は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 備考 2 の規定は，平成 26 年度以後の年度分の負担金について適用し，平成 25 年度以前の年度分の負担金については，なお従前の例による。

（根拠規定）

地方自治法第 291 条の 11